

むさしの保護ケース規定

2026年3月2日改定

1. (保護ケースの使用) この保護預りでは、保管物は当行所定の保護ケースに収納したうえ、その保護ケースを預けてください。
2. (保管物の範囲)
 - (1) 保護ケースには、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 公社債、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
 - (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をお断りすることがあります。
 - (3) 保護ケースには、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの。
 - ② 危険物や変質、腐敗の恐れがある等、保護ケースの通常の用法による保管に適さないもの。
3. (利用目的の確認)
 - (1) 保護ケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
 - (2) 保護ケースが、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等に不正利用されることを防ぐため、店舗内でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護ケースの利用状況を確認させていただきます。
4. (契約期間等) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
5. (手数料)
 - (1) この保護預りの手数料は、当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年当行所定の日（休日の場合は翌営業日）に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算により支払ってください。
 - (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
 - (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
6. (保護ケースの受け渡し等)
 - (1) 保護ケースの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が保護ケース開閉証に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - (2) 保護ケースの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、保護ケースが施錠されていることを確認してください。
 - (3) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また保護ケースはその場所以外へ持ち出さないでください。
7. (届出事項の変更など)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは鍵を失った場合の保護ケースの受け渡しは、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

9. (保護ケース等の変更)

前条第2項の場合または保護ケース（錠前を含む）のき損・不調等が生じた場合に、当行が保護ケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. (印鑑照合等)

保護ケース開閉証、諸届その他の保護ケース取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護ケースの受け渡しその他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について

は、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については当行は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生したときは当行の責めによらない事由により、保管施設の故障等が発生したため、保護ケースの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護ケースは、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの保護ケースの使用申込をおことわりするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合は、当行はこの保護ケースの利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ保護ケースを明渡してください。
- ① 借主が保護ケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続きが3カ月以上遅延したときは、当行は、保護ケースを開袋のうえ、保管物を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護ケースの開袋に際して公証人等に立会を求める能够であるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14. (保管物の一時引き取り等)

- (1) 保護ケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護ケースの保管を委託することができるものとします。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は保護ケースを開袋しその他臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 保護ケースおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

17. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

18. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上